

公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行います。

令和6年9月 24 日

収支等命令者

佐賀県立佐賀東高等学校長 廣重 昭博

1 入札に付する事項

- (1) 品名 クロストレーニングモデル事業に係るトレーニング機器
- (2) 数量 1式
- (3) 仕様 別紙「仕様書」による
- (4) 納入期限 令和7年2月 28 日(金)
- (5) 納入場所 佐賀県佐賀市南佐賀三丁目11番15号 佐賀県立佐賀東高等学校 柔道場

2 入札参加資格

入札に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有していること。
- (2) 県内業者(県内に本店を有する又は県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上又は誘致企業)であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」に必要事項を記入のうえ、令和6年9月26日(木)午後4時までに①の場所に直接持参して提出すること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

①の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別に定める「入札参加届」及び「営業概要書」を令和6年10月4日(金)午後3時までに5の(1)に持参又は郵送(同日同時刻必着)すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないとした場合、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出すること。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

5 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所、契約条件を示す場所、入札条件書(仕様書)の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-0016 佐賀県佐賀市南佐賀三丁目11番15号

佐賀県立佐賀東高等学校 電話 0952-24-0141 FAX 0952-25-7040

(2)入札条件書(仕様書)の交付方法

令和6年9月24日(火)から令和6年10月10日(木)までの期間、佐賀県ホームページに掲載する。

(3)入札書の提出方法 入札者の直接持参による。

(4)入札の日時及び場所 令和6年10月11日(金) 午前10時

佐賀県立佐賀東高等学校 管理棟2階 多目的教室

(佐賀市南佐賀三丁目11番15号)

(5)入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるため、事前に5の(1)の部署を確認すること。

(6)入札説明会 実施しない。

6 その他

(1)入札保証金及び契約保証金

入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除。

契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除。

(2)入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ク 1人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が入札書比較価格(税抜き)の予定価格)以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。

(7) 代金の支払い方法

物品納入後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(8) 仕様書等への質疑応答

仕様書等への質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和6年9月30日(月)午後3時までに6の(9)のメールアドレスへ送信すること。回答は令和6年10月1日(火)午後3時までに電子メールで行い、公文書は後日送付する。

(9) 問い合わせ先 佐賀県立佐賀東高等学校 事務室 電話 0952-24-0141

E-mail: sagahigashikoukou@pref.saga.lg.jp